

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月 8日

照会部署名 中国ブロック本部厚生年金適用支援G

照会担当者 主任職 堀 隆司

連絡先

メールアドレス

業務実施部署の長の確認

細美

(案件)

(受付番号) No. 2010-190	全喪年月日について(清算業務)
------------------------	-----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<厚年則第13条の2の取扱いについて>

○ 全喪原因の確認・要件の取扱いについて
(「マニュアルI-2-4」「マニュアルI-2-9」全喪要件の説明／全喪の原因の確認)

1. 社会保険適用事業所(法人)が会社の、解散の登記を行い、併せて清算人を選任し清算手続きを進めていくこととなつた場合、清算人に解散法人の事業主が就任し、また、元従業員を事務員として雇い入れ、解散法人の財産の中から報酬を支給し清算結了まで清算業務を行う予定です。(勤務内容は一般的な勤務である)

この場合の全喪年月日は、いつの時期(下記①、②)として取扱うこととなるのでしょうか。

① 解散年月日
② 清算結了日

の照会(旧社会保険事務局「照会日 20.11.27」)に対し、次の回答(日本府年金保険課)がされていましたが、県により取扱いが相違していたため再度照会させていただきます。

【回答】

① 解散年月日

法人の解散登記をしたことにより、法的にも会社の事業は終了したもの判断する。

よって、たとえ解散法人の財産の中から報酬を支給されたとしても、その報酬は清算するための事業・業務の目的であり、解散した法人の事業目的とは異なるため事業・業務が継続しているとはならない。

(回答)

法人が解散登記をしても、清算手続の範囲内で権利能力を有し、法人格も存続することになる。あくまで、これまで事業を行っていた法人の業務が、清算手続という一つに絞られただけである。よって、それまでの代表取締役が清算人となり、今後債務処理を行うためにこれまで雇用して従業員を引き続き雇用し、その法人から報酬が支払われることとなった場合、その従業員の被保険者資格は継続することとなる。

ただし、引き続き雇用するとなった場合でも、清算人に使用されており、清算人から報酬が支払われている場合には、全喪届を受理し、任意包括での取扱いとなる。

(ポイント)

- ・ 報酬が法人から支払われているのか、法人に使用されているのか。
- ・ 報酬が清算人から支払われているのか、清算人に使用されているのか。

が取り扱いを決める上での判断の分かれ目となる

回答日 平成22年3月8日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先
メールアドレス

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----